

**【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧
及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）
（R2.6.15時点）**

内閣官房 番号制度推進室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R2.6.15時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
1	2	2-10ホ	2-460	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険局保険課	○
2	2	2-11ホ	2-461	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険局保険課	○
3	2	2-17ホ	2-462	日雇特別被保険者の被扶養者の認定	日雇特別被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険局保険課	○
4	3	3-11ホ	2-463	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険局保険課	○
5	3	3-12ホ	2-464	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険局保険課	○
6	2	2-7イ	2-475	全国健康保険協会被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	○
7	2	2-7イ	2-476	日雇特別被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	○
8	3	2-8イ	2-477	健康保険組合被保険者の年間の高額療養費の支給に関する事務	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	○
9	5	5-8ロ	4-284	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険局保険課	○
10	5	5-9ロ	4-285	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣 (職業安定局)	厚生労働省保険局保険課	○
11	5	5-6	4-290	船員保険法による療養の給付の受給等（年間の高額療養費の支給に関する事務）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	○
12	9	8-1ヲ	7-155	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
13	9	8-1ル	7-156	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
14	9	8-2ヲ	7-161	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
15	9	8-2ル	7-162	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
16	15	11の2-1ト	7-168	障害児入所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住都道府県等から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
17	15	11の2-1チ	7-176	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住都道府県等から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
18	9	8-1ハ	7-177	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R2.6.15時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
19	9	8-1ハ	7-178	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
20	9	8-1ハ	7-179	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
21	9	8-1ハ	7-180	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
22	9	8-1ハ	7-181	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（共済組合等）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
23	9	8-2ハ	7-182	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
24	9	8-2ハ	7-183	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（船員保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
25	9	8-2ハ	7-184	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国民健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
26	9	8-2ハ	7-185	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
27	9	8-2ハ	7-186	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（共済組合等）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
28	16	12-2イ 12-6イ	7-190	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	◎
29	12	10の2-1ト	8-97	肢体不自由児通所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
30	12	10の2-1チ	8-103	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・傷害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
31	20	14-3ハ	12-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	◎
32	23	16-1	14-56	入院措置又は費用の徴収	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	◎
33	33	22の2-2	22-552	外来年間合算の支給に関する事務	高額療養費（外来年間合算）を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
34	34	22の3-5ニ	22-553	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
35	39	24の2-8ホ	28-141	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課	○
36	39	24の2-9ホ	28-142	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	財務省主計局給与共済課	○

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R2.6.15時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
37	39	24の2-2イ	28-147	高額療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	○
38	42	25-8ロ	30-155	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
39	42	25-8ハ	30-156	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
40	42	25-8ロ	30-157	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
41	42	25-8ハ	30-158	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
42	42	25-8ロ	30-159	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
43	42	25-8ハ	30-160	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
44	42	25-8ロ	30-161	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
45	42	25-8ハ	30-162	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
46	42	25-2イ	30-163	年間の高額療養費の支給額の算定に関する事務	年間の高額療養費の支給額を保険者が算定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局国民健康保険課	○
47	53	27-3ハ	34-7	障害福祉サービスの提供及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	◎
48	58	31の2-9ホ	39-320	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課	○
49	58	31の2-10ホ	39-321	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局公務員部福利課	○
50	58	31の2-3イ	39-326	高額療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福利課	○
51	61	32-1ロ 32-2ロ	41-18	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	◎
52	62	33-4	41-19	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局高齢者支援課	◎
53	62	33-1	41-21	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局高齢者支援課	○

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R2.6.15時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
54	69の2	38の3- 1	49-25	母子保健法第10条の保健指導の実施又は 助奨に関する事務	母子保健法第10条の保健指導の実施又は 助奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児 に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規 定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照 会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ど も家庭局母子保 健課	○
55	69の2	38の3- 2	49-26	母子保健法第11条の新生児の訪問指導 に関する事務	母子保健法第11条の新生児の訪問指導 をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児 に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規 定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照 会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ど も家庭局母子保 健課	○
56	69の2	38の3- 3	49-27	母子保健法第12条第1項の健康診査の 実施に関する事務	母子保健法第12条第1項の健康診査を 実施するための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児 に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規 定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照 会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ど も家庭局母子保 健課	○
57	69の2	38の3- 4	49-28	母子保健法第13条第1項の健康診査の 実施又は助奨に関する事務	母子保健法第13条第1項の健康診査の 実施又は助奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児 に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規 定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照 会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ど も家庭局母子保 健課	○
58	69の2	38の3- 5	49-29	母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪 問指導又は助奨に関する事務	母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪 問指導又は助奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児 に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規 定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照 会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ど も家庭局母子保 健課	○
59	69の2	38の3- 6	49-30	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導 に関する事務	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導 をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児 に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規 定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照 会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ど も家庭局母子保 健課	○
60	69の2	38の3- 7	49-31	母子保健法第22条第1項の母子健康包 括支援センターが行う同条第2項第2号 から第5号までに掲げる事業の実施に関 する事務	母子保健法第22条第1項の母子健康包 括支援センターが行う同条第2項第2号 から第5号までに掲げる事業を実施す るための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児 に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規 定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照 会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ど も家庭局母子保 健課	○
61	80	43- 2イ	59-147	年間の高額療養費の支給額の算定に関 する事務	年間の高額療養費の支給を被保険者が後 期高齢者医療広域連合から受けるための 手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に 関する法律による医療に関する給付の支給 又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書	高齢者の医療の確保に 関する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	医療保険者又は 後期高齢者医療 局	厚生労働省保険 局高齢者医療課	○
62	94	47- 16へ	68-268	高額介護予防サービス費相当事業及び高 額医療合算介護予防サービス費相当事業 の支給の決定	高額介護予防サービス費相当事業及び高 額医療合算介護予防サービス費相当事業 の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支 援事業の実施若しくは保険料の徴収に関 する情報	自己負担額証明書（介護）	市町村長	市町村長	厚生労働省老健 局振興課	○
63	94	47-18ロ	68-293	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件につ いて確認する手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
64	94	47-21ロ	68-294	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実につ いて市町村が確認する手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
65	94	47-20ロ	68-295	被保険者証の再交付申請の確認（第2号 被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに 当たって資格を確認する手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
66	94	47-19ロ	68-296	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって 要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
67	94	47-19ロ	68-297	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに 当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
68	94	47-3ロ	68-298	居宅介護サービス費等の額の特例申請 の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の 特例申請を受け付けるに当たっての要件 確認の手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
69	94	47-5ロ	68-299	介護予防サービス費等の額の特例申請 の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の 特例申請を受け付けるに当たっての要件 確認の手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
70	94	47-4ロ	68-300	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を 行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
71	94	47-6ロ	68-301	高額介護予防サービス費の支給の要件 確認	市町村が高額介護予防サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
72	94	47-22ロ	68-302	特定入所者介護サービス費及び特例特 定入所者介護サービス費の支給の要件 確認	市町村が特定入所者介護サービス費及 び特例特定入所者介護サービス費の支 給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
73	94	47-22ロ	68-303	特定入所者介護サービス費及び特例 特定入所者介護予防サービス費の支給 の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費 及び特例特定入所者介護予防サービス 費の支給を行うに当たっての要件確認 の手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
74	94	47-23ロ	68-306	旧措置入所者に対する施設介護サー ビス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サー ビス費の支給の要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
75	94	47-23ロ	68-307	旧措置入所者に対する特定入所者 介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者 介護サービス費の支給の要件を確認する 手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○
76	94	47-7ロ	68-308	保険料滞納者に係る支払い方法の 変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い 方法の変更を行う際の特別な事情を 確認する手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関 する情報	中国残留邦人等支給給付等が支給決定 されている者であることを証明する本人 確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健 局介護保険計画 課	○

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R2.6.15時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
77	94	47-8口	68-309	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
78	94	47-9口	68-310	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
79	94	47-12口	68-311	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
80	94	47-13口	68-312	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
81	94	47-10口	68-313	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
82	94	47-11口	68-314	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
83	94	47-2口	68-315	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
84	94	47-14口	68-316	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局振興課	○
85	94	47-15口	68-317	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局振興課	○
86	94	47-17口	68-318	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局振興課	○
87	94	47-16口	68-319	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現況並びに所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局振興課	○
88	97	49-1口	70-26	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課	○
89	97	49-3口	70-27	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむを得ない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局結核感染症課	○
90	103	51-3	77-31	新制度受給権者現況届の審査（特例付加年金）	農業経営再開の有無の確認をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	◎
91	103	51-4	77-99	旧制度受給権者の現況届の確認（経営移譲年金）	農業経営再開の有無の確認をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	◎
92	106	53-1リ	81-23	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	○
93	106	53-1ト	81-24	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	○
94	106	53-1ロ	81-25	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	措置決定通知書等の写し	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	○
95	106	53-1チ	81-26	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援機構	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	文部科学省高等教育局学生・留学生課	○
96	106	53-1イ	81-27	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	傷病手当金通知書	独立行政法人日本学生支援機構	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局学生・留学生課	◎
97	106	53-1フ	81-28	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の本人、家計支持者の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	○
98	120	59の3-1ハ	98-57	特定医療費の支給認定（健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○

【試行運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続以外）（R2.6.15時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要 だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	試行運用対象
99	120	59の3- 1ハ	98-58	特定医療費の支給認定（船員保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
100	120	59の3- 1ハ	98-59	特定医療費の支給認定（国民健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
101	120	59の3- 1ハ	98-60	特定医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
102	120	59の3- 1ハ	98-61	特定医療費の支給認定（共済組合等）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
103	120	59の3- 2ハ	98-62	特定医療費の支給認定の変更（健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
104	120	59の3- 2ハ	98-63	特定医療費の支給認定の変更（船員保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
105	120	59の3- 2ハ	98-64	特定医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
106	120	59の3- 2ハ	98-65	特定医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
107	120	59の3- 2ハ	98-66	特定医療費の支給認定の変更（共済組合等）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○